

## 第2 システム改善を伴う不正行為防止対策（平成12年4月1日施行予定）

### 1 指定処理用磁気カード及び一般処理用磁気カード

#### (1) 指定処理用磁気カードの導入

指定届書の処理を指定処理とし、指定処理を行うため、指定処理専用磁気カードを新たに設けること。

#### (2) 一般処理用磁気カードの導入

指定処理以外の処理を行うための磁気カードとして、一般処理用磁気カードを新たに設けること。

### 2 磁気カードの交付及び受払いの管理

#### (1) 指定処理用磁気カード

ア 指定処理用磁気カードは、システム運用責任者が指定処理を担当する課のシステム運用補助者（課長等）に交付し、磁気カード番号ごとに交付先の課名、交付年月日を「磁気カード受払整理簿」に記載すること。

イ システム運用補助者（課長等）は、指定処理用磁気カードを指定処理を担当する職員に交付し、磁気カード番号ごとに交付した職員名、交付年月日を「磁気カード配付整理簿」に記載すること。

ウ 指定処理用磁気カードは、指定処理を直接担当する課及び職員に限定して交付すること。

#### (2) 一般処理用磁気カード

ア 一般処理用磁気カードは、システム運用責任者がシステム運用補助者（課長等）に交付し、磁気カード番号ごとに交付先の課名、交付年月日を「磁気カード受払整理簿」に記載すること。

イ システム運用補助者（課長等）は、一般処理用磁気カードを窓口装置を使用する職員に交付し、磁気カード番号ごとに交付した職員名、交付年月日を「磁気カード配付整理簿」に記載すること。

(3) 磁気カードは、1日の業務の終了後、金庫等施錠できる保管庫で、システム運用責任者又はシステム運用補助者が一括して保管すること。

### 3 処理結果リストの出力

入力処理の結果を出力できる処理結果リストは、以下のとおりとすること。

#### (1) 入力担当者の処理結果の確認用リストの出力

##### ア 指定処理を担当する者

一般処理用磁気カードによる入力処理の処理結果リスト及び指定処理用磁気カードによる入力処理の処理結果リストの双方を出力できることとすること。

イ 指定処理を担当しない者

一般処理用磁気カードによる入力処理の処理結果リストのみを出力できることとする。

(2) 担当課長の決裁用リストの出力

ア システム運用責任者又はシステム運用補助者（課長等）は、「特定届書」の担当課長決裁用として、特定届書の処理結果のみを出力する「特定届書処理結果リスト」を出力すること。

イ システム運用責任者又はシステム運用補助者（課長等）は、「指定届書」の担当課長決裁用として、「指定届書処理結果リスト」を出力すること。

ウ 特定届書処理結果リスト及び指定届書処理結果リストには、磁気カード番号の他、所属課名が出力されること。

(3) 特定届書処理結果リスト及び指定届書処理結果リストは、システム運用責任者又はシステム運用補助者（課長等）以外は、出力できないものであること。

4 処理結果の決裁

(1) 担当課長は、特定届書及び指定届書の処理結果の決裁を行うに当たっては、特定届書処理結果リスト又は指定届書処理結果リストと届書原議及び処理の結果作成した通知書等との突合を行うこと。

(2) 担当課長は、上記(1)以外の届書等の処理結果の決裁を行うに当たっては、届書原議と処理の結果作成した通知書等との突合を行うこと。

制度	届書名	届書コード	処 理 名		
国 年 保 險 料 関 係	保険料関係記録訂正	5672121	保険料関係記録 (法免記録訂正報告書)		
		5672122	" ( " 処理票)		
		5672131	" (申免記録訂正報告書)		
		5672132	" ( " 処理票)		
		5672221	" (法免記録追加報告書)		
		5672222	" ( " 処理票)		
		5672231	" (申免記録追加報告書)		
		5672232	" ( " 処理票)		
		5673121	納付記録訂正報告書 (年度単位)		
		5673122	" 処理票 ( " )		
		5673211	納付記録追加報告書 (年月単位)		
		5673212	" 処理票 ( " )		
		5673311	納付記録取消報告書 ( " )		
		5673312	納付記録取消処理票 ( " )		
		5678101	追納加算記録訂正処理		
		5678102	追納加算記録追加処理		
		5678103	追納加算記録取消処理		
		5900146	保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(法免矯正)		
		5900147	保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(申免矯正)		
		5900150	保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(法免追加)		
		5900151	保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(申免追加)		
		健 保 適 ・ 用 厚 関 係	喪失被保険者ファイル補正	22391	喪失被保険者ファイル補正処理票 (基本簿・登録)
				2239108	喪失被保険者ファイル補正処理票 (基本簿・訂正)
				2239109	喪失被保険者ファイル補正処理票 (基本簿・取消)
				22392	喪失被保険者ファイル補正処理票 (資格簿・登録)
				2239208	喪失被保険者ファイル補正処理票 (資格簿・訂正)
2239209	喪失被保険者ファイル補正処理票 (資格簿・取消)				

制度	届書名	届書コード	処 理 名
健 保適 ・用 厚関 年係	喪失被保険者ファイル補正	22393	喪失被保険者ファイル補正処理票 (登録・登録)
		2239309	喪失被保険者ファイル補正処理票 (登録・取消)
		22394	喪失被保険者ファイル補正処理票 (一時登録・登録)
		2239409	喪失被保険者ファイル補正処理票 (一時登録・取消)
健 保徴 ・収 厚関 年係	調整伺	2505	調整伺
	徴収決定済額修正	2640	徴収決定済額修正票
船 保適 用関 係	喪失被保険者ファイル補正	4204008	補正処理票「資格記録訂正」
		42041	補正処理票「年金任継取得」
		42043	補正処理票「高齢任意取得」
		42045	補正処理票「登録」
		42046	補正処理票「追加」
		4300	脱退手当金登録処理票
		4300009	脱退手当金取消処理票
船収 保関 徴係	調整伺	4505	保険料調整伺
	徴収決定済額修正	4640	徴収決定済額修正票

特定届書一覧

制度	届書名	届書コード	処 理 名
国 年 保 険 料 関 係	検認票	5631	検認票 (WMによる消込処理)
	誤検認整理報告書	5633	誤検認整理報告書
	保険料還付請求書	5644	保険料還付請求書
		56441	保険料還付請求書訂正処理票
国 年 適 用	喪失被保険者ファイル補正	59511	喪失被保険者ファイル創成処理票 (登録)
		59512	喪失被保険者ファイル創成処理票 (取消)
健 保 適 用 厚 年 係	喪失被保険者ファイル補正	2240	沖縄特例納付記録登録
		22401	平成7年度沖縄特例納付記録登録処理
	健保証再交付	2251	健康保険被保険者証再交付申請書
		2252	遠隔地被保険者証再交付申請書
	新規適用届	2101	新規適用届
		21030091	事業所関係適用全喪取消処理票
	適用事業所全喪届	2102	健保・厚年適用事業所全喪届 (処理票)
	管轄外住所変更	2110	通事業所在地・名変更(証)届(管轄外)
		2110009	通事業所在地・名変更(証)届(管轄外) (取消)
	健 保 徴 収 厚 年 係	過誤納還付請求書	2642
健 保 給 付 厚 年 係	療養費 (立替払い)	23001	療養費 (立替払い) 支給申請書
		2300108	療養費訂正・更正処理票 (立替払)
	療養費 (治療用装具)	23002	療養費 (治療用装具) 支給申請書
		2300208	療養費訂正・更正処理票 (装具)
	療養費 (按摩マッサージ)	23003	療養費 (按摩・マッサージ)支給申請書
		2300308	療養費訂正・更正処理票 (按摩)
	療養費 (はり・灸)	23004	療養費 (はり・灸) 支給申請書
		2300408	療養費訂正・更正処理票 (はり)
	療養費 (生血)	23005	療養費 (生血) 支給申請書

制度	届書名	届書コード	処 理 名	
健 保 給 ・ 付 厚 関 年 係	療養費 (生血)	2300508	療養費訂正・更正処理票 (生血)	
	柔道整復師分療養費	2301	柔道整復師にかかる療養費の日報・支払処理票	
	移送費	23043	移送費支給申請書	
		2304308	移送費訂正・更正処理票	
		23044	移送費支給申請書	
	高額療養費	2302	高額療養費支給申請書	
		2302008	高額療養費訂正・更正処理票	
	傷病手当金	2305	傷病手当金請求書	
		2305008	傷病手当金訂正・更正処理票	
	埋葬料 (費)	23061	埋葬料請求書	
		2306108	埋葬料訂正・更正処理票	
		23062	埋葬費請求書	
		2306208	埋葬費訂正・更正処理票	
	出産手当金	2308	出産手当金請求書	
		2308008	出産手当金訂正・更正処理票	
	出産育児一時金	2321	出産育児一時金請求書	
		2321008	出産育児一時金訂正・更正処理票	
	船 保 適 用 関 係	沖縄納付記録登録	4240	沖縄特例納付記録登録処理票
			42401	平成7年度沖特納付記録登録処理票
健保証再交付		4251	被保険者証・被扶養者証・遠隔地証再交付申請書	
新規適用届		4101	新規適用船舶所有者届	
		4103009	船舶所有者適用・不適用取消処理票	
不適用船舶所有者		4102	不適用船舶所有者届 (処理票)	
管轄外住所変更		4110	船舶所有者氏名(名称)・住所(所在地)変更届(管轄外)	
		4110009	船舶所有者氏名(名称)・住所(所在地)変更届(管轄外取消)	

制度	届書名	届書コード	処 理 名
年 金 給 付 関 係	裁定請求書	1711	国年・厚年老齡給付裁定請求書
		1711008	国年・厚年老齡給付裁定請求項目訂正処理票
		1711009	国年・厚年老齡給付裁定請求取消処理票
		1721	障害基礎年金裁定請求書
		1721008	障害基礎年金裁定請求項目訂正処理票
		1721009	障害基礎年金裁定請求取消処理票
		1732	遺族基礎年金裁定請求書
		1732008	遺族基礎年金裁定請求項目訂正処理票
		1732009	遺族基礎年金裁定請求取消処理票
		1731	国年・厚年遺族給付裁定請求書
		1731008	国年・厚年遺族給付裁定請求項目訂正処理票
		1731009	国年・厚年遺族給付裁定請求取消処理票
		1741	寡婦年金裁定請求書
		1741008	寡婦年金裁定請求項目訂正処理票
	1741009	寡婦年金裁定請求取消処理票	
	氏名変更届	18441	制度共通年金受給権者氏名変更届



保発第0225001号  
庁保発第1号  
平成15年2月25日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省 保険局長  
(公印省略)

社会保険庁 運営部長  
(公印省略)

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、下記の内容について、その実施に当たり、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、この通知においては、改正省令による改正後の健康保険法施行規則を「規則」と、改正省令による改正後の船員保険法施行規則を「船保規則」とそれぞれ略称することとする。

### 記

#### I 健康保険関係

##### 1 適用事業所に該当しなくなった場合の届出について

事業所の廃止等により健康保険の適用事業所に該当しなくなった場合の届出の手續を規定したこと（規則第20条関係）。

##### 2 被保険者報酬月額算定基礎届について

算定月が5月、6月、7月から4月、5月、6月に変更になること等に伴い、被保険者報酬月額算定基礎届を別添1のとおり改正したこと（規則第25条関係）。

##### 3 被保険者賞与支払届について

総報酬制の導入に伴い、被保険者賞与支払届を別添2のとおり定めたこと（規則第27条関係）。

##### 4 介護保険第2号被保険者の該当・非該当の届出について

事業主の命により外国に勤務することとなったため介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合の届出、又は事業主の命により外国に勤務しなくな



ったため介護保険第2号被保険者に該当することとなった場合の届出は、事業主が、被保険者に代わり保険者に届け出ることができることとしたこと（規則第40条及び第41条関係）。

## 5 継続療養の廃止及び特別療養給付の創設について

- (1) 従来の被保険者の資格喪失後の継続療養が平成15年3月31日をもって廃止されることに伴い、継続療養証明書を廃止したこと。  
また、その実施に当たっては、各保険者において、継続療養証明書を回収するか又は被保険者に対し破棄するよう連絡を行うかのいずれかの措置をとられたいこと。なお、政府管掌健康保険における取扱いについては、別途通知することとしたこと。
- (2) 平成15年4月1日以降に被保険者が資格を喪失し、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する被保険者又はその被扶養者となり、かつ、健康保険法第3条第2項に規定する被保険者としての給付等が受給できない場合において、その資格を喪失した際に受けていた療養の給付等については、6か月を限度に資格喪失後継続して受けられる給付（特別療養給付）が創設されたことに伴い、その特別療養証明書について別添3のとおり定めたこと（規則第83条関係）。

## 6 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者に関する事項について

- (1) 7割給付、外来薬剤一部負担金の廃止等に伴い、受給資格者票の第一面及び第六面について別添4のとおり、特別療養費受給票の第四面について別添5のとおり改正したこと（規則第119条及び第131条関係）。
- (2) 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者又は被扶養者の療養の給付等について、5年間の受給期間を廃止し、支給期間が1年間に統一されたことに伴い、平成15年4月1日以降、原則として5年の受給資格者票は使用できなくなるので注意されたいこと。  
また、健康保険法第3条第2項に規定する被保険者に対する傷病手当金の支給に当たっては、労務不能となった際にその原因となった傷病について療養の給付を受けていることで足り、労務不能期間において当該傷病につき療養の給付を受けていることを要しないこととしたこと。  
これに伴い、「日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（昭和33年5月28日保発第35号）一 傷病手当金に関する事項の1を削除すること。

## 7 その他

- (1) 片仮名書き・文語体の表記を平仮名書き・口語体に改めるとともに、条項の位置の整理等を行ったこと。
- (2) その他様式について、所要の改正を行ったこと。
- (3) 改正前の様式は、当分の間、改正省令後の様式によるものとみなすこととしたこと。

## II 船員保険関係

- 1 Iの1及び3の内容について、健康保険と同様の改正を行ったこと。
- 2 資格喪失後の療養の給付等について

被保険者の資格を喪失した後の療養の給付等については、Iの5の趣旨と同様であるが、職務上の事由（船員法（昭和22年法律第100号）第89条第2項に規定する療養補償に相当するものを含む。）及び通勤による疾病又は負傷に関する療養の給付等については、従来どおりであること（船保規則第29条関係）。

- 3 個別メリット保険料率の改正について

総報酬制の導入に伴い、個別メリット保険料率を別添6のとおり改正したこと（船保規則別表第3関係）。

- 4 様式について

- (1) 様式について、所要の改正を行ったこと。
- (2) 改正前の様式は、当分の間、改正省令後の様式によるものとみなすこととしたこと。

## III 厚生年金保険関係

- 1 Iの1から3までの内容について、健康保険と同様の改正を行ったこと。
- 2 様式について

- (1) 様式について、所要の改正を行ったこと。
- (2) 改正前の様式は、当分の間、改正省令後の様式によるものとみなすこととしたこと。

( 写送付先 社会保険事務所長  
地方社会保険事務局事務所長 )

(別添1)

(表 面)

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届  
厚生年金保険

届書コード 225	処理区分 ※	事業所整理記号	
⑦健康保険被保険者証の番号	①被保険者の氏名	③生年月日	④種別
報酬月額		⑤従前の標準報酬月額	
②算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑦通貨によるものの額	⑧現物によるものの額	④合計
②支払基礎日数20日以上月の報酬月額の総計		③適用年月	⑥備考
②平均額		②修正平均額	⑥備考 遺及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月
⑤決定後の標準報酬月額			
⑦	①	③	④
4月 日	円	円	円
② 5月 日	円	円	円
6月 日	円	円	円
⑦	①	③	④
4月 日	円	円	円
② 5月 日	円	円	円
6月 日	円	円	円
⑦	①	③	④
4月 日	円	円	円
② 5月 日	円	円	円
6月 日	円	円	円
⑦	①	③	④
4月 日	円	円	円
② 5月 日	円	円	円
6月 日	円	円	円
⑦	①	③	④
4月 日	円	円	円
② 5月 日	円	円	円
6月 日	円	円	円

社会保険労務士記載欄

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主氏名

電話 ( )局 番

年 月 日 提出

受付日付印

※印欄は、記入しないでください。  
 ◎記入方法並びに印字されている数字の説明が2枚目の裏面にありますので、よく読んで記入してください。

(裏面)

【元号・被保険者種別の説明】

元号 1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成

被保険者種別

- 1:坑内員以外の男子      2:女子      3:坑内員  
5:厚生年金基金の加入員であつて、坑内員以外の男子  
6:厚生年金基金の加入員である女子  
7:厚生年金基金の加入員である坑内員

【記入の方法】

1. 7月1日以前に被保険者の資格を喪失している者については記入しないこと。
2. ㊦欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの以外のもの、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けたすべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入すること。
3. ㊧欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもの、で支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入すること。
4. ㊨欄には、㊦欄の額を報酬支払の基礎となった日数20日以上月の数で除して得た額を、記入すること。
5. ㊩欄の「遡及支払額」には算定基礎月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)額された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入すること。

備考：この用紙は、日本工業規格B列5番とすること。

届書コード	支店地区分
265	

健康保険 被保険者賞与支払届  
厚生年金保険

※届書コード	事業所整理番号	事業所番号

④ 賞与支払年月日			
平成			
	年	月	日

① 事業所整理記号		⑦ 賞与支払 予定年月	平成 年 月
-----------	--	----------------	--------

A	② 被保険者整理番号	③ 生年月日 元号 年 月 日	④ 賞与支払年月日		⑤ 賞与額 (合計) 千円	⑥ 被保険者の氏名		⑦ 種類 ⑧ 注
			④ 賞与支払年月日 平成 年 月 日	⑤ 賞与額 (合計) 千円		⑥ 氏名 ⑦ 種類	⑧ 注	
A			平成					
B			平成					
C			平成					
D			平成					
E			平成					
F			平成					
G			平成					
H			平成					
I			平成					
J			平成					

平成 年 月 日提出

社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄
(印)

事業所所在地	〒	
事業所名称		
事業主氏名		
電 話	( ) 局 番	
	(印)	

※印欄は、記入しないでください。  
※記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。

(裏面)

【元号・被保険者種別の説明】

元号 1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成  
被保険者種別 1: 坑内員以外の男子 2: 女子 3: 坑内員 5: 厚生年金基金の加入員であつて、坑内員以外の男子  
6: 厚生年金基金の加入員である女子 7: 厚生年金基金の加入員である坑内員

【記入の方法】

1. ①には、賞与（賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるもの）の支払年月日を記入すること。

たとえば、平成15年8月21日の場合は、平成 

1	5	0	8	2	1
---	---	---	---	---	---

 と記入すること。

なお、②～⑦欄外（上段）に記入した場合は、賞与支払年月日が同日の被保険者にかかる②～⑦欄の④については記入を要しないこと。

2. ②には、通貨で支払われた賞与額を記入すること。

3. ③には、金庫、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入すること。

4. ④には、②及び③の合計額から、1000円未満を切り捨てた額を記入すること。

たとえば、234,765円の場合は、

2	3	4
---	---	---

 と記入すること。なお、10,000千円以上となる場合は、

9	9	9	9
---	---	---	---

 と記入すること。

備考：この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(表 面)

注 意 事 項

- 1 この証の交付を受けたときには、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- 2 この証では、資格喪失の際に、現に診療を受けていた傷病及びこれによって発生した疾病についてのみ、診療が受けられます。診療を受けようとする際には、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3 この証で診療を受けたときは、次の額をそのつと支払ってください。
  - ア 被保険者であった者 3割に相当する額
  - イ 被扶養者であった者 3割に相当する額
 ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、1割に相当する額となります。
- 4 この証は、健康保険法第3条第2項の規定による被保険者等として療養の給付等が受けられるようになったとき、被保険者等、船員保険の被保険者等、国民健康保険の被保険者となったとき、被保険者の資格を喪失してから起算して6月を経過したとき、老人保健法による医療等が受けられるときまたは診療を受けていた傷病が治つた等のため不要となったときは、直ちに返納してください。
  - (1) 入院時の食事に関する費用 1日につき定額の標準負担額
  - (2) 入院時の食事に関する費用 1日につき定額の標準負担額
 ただし、3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前である場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合は1割に相当する額）以後の場合は1割に相当する額となります。
- 5 表面の記載事項のうち被保険者又は受給者の氏名又は住所に変更があったときは、この証を提出するとともに、新旧の氏名又は住所を5日以内に届け出てください。
- 6 不正にこの証を使用したときは、刑法によって罰せられますから注意してください。

健 康 保 険  
特 別 療 養 証 明 書

保 険 者 名